

消費者トラブル注意報

Vol.9

「カード番号を教えて」

プリペイドカード詐欺に注意

プリペイドカードは事前に代金を支払いチャージすること
で、商品やサービスの支払いとして利用できるものです。誰
でも簡単に持てるため、カードの番号などを不正に取得しよ
うとする悪質商法に関するトラブルも増えています。

《事例》

○誤ってアダルトサイトにアク
セスしてしまい、登録完了と
なっていました。問い合わせる
と「今すぐ払えば半額で済む」
と言われ、プリペイドカードを
購入し番号などを業者にメー
ルで送ってしまいました。

○携帯電話へ「有料サイトの利
用料金が未納である」とメッ
セージが届いた。身に覚えがな
かったが、業者に言われるまま、
相手の電子マネーにチャージし
てしまった。

《アドバイス》

○覚えのない請求などに簡単
に返信したり連絡したりせず、
他人から言われてプリペイド
カードを購入したり、カード
番号などを伝えたりしないよ
うにしましょう。

○カードに記載された番号な
どを相手に伝えることは、購

他の人に

番号を教えたり
しないように!!



入した金額を相手に全て渡し
たことと同じです。後になっ
て架空請求と気づいても、取
り戻すことは困難です。

○トラブルになった場合は、
早急にプリペイドカードの発
行会社に連絡しましょう。

◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相

談専用電話) ☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜

日 9時〜12時、13時〜16時

場所: 市役所3階産業振興課